

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（人事課）

一 趣旨

令和五年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置いて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用職員の期末手当の支給の特例を削除
- (四) 会計年度任用職員の勤勉手当の新設

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和六年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二

(四)は令和六年四月一日